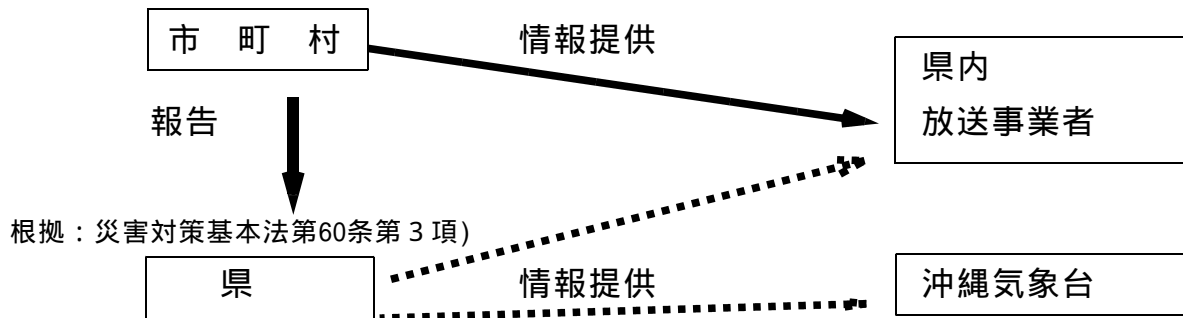


## 避難勧告等情報の伝達ルート及び手段（改正案）

## 1 伝達ルート



- ア 原則、市町村から県及び放送事業者双方へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確認する。
- イ 直接、市町村から放送事業者への伝達が行えない場合等には、県を経由した伝達ルートを確認する。
- ウ 県は市町村から避難勧告等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて、情報提供を行うことができるよう伝達ルートを確認する。
- エ 避難勧告の指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者に対して情報提供を行うことができるよう伝達ルートを確認する。

## 2 伝達手段

- ア 原則として、伝達手段はFAX及び電話とする。
- イ 市町村は、迅速にFAX送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者のFAX番号等をFAXに登録しておき、一斉送信できるようにしておく。
- ウ 県は、市町村から避難勧告等の報告をFAX及び電話により受けた場合は、県から放送事業者及び沖縄気象台に対して、その旨を速やかにFAX及び電話により連絡する。
- エ 市町村及び県は、災害時の状況によりFAXでの伝達手段が困難な場合は、電話のみによる伝達も可能とする。
- オ 市町村及び県は、上記エにより情報を伝達した場合、FAXによる情報伝達が可能となったとき、同一情報を速やかにFAXで放送事業者に対して提供しなければならない。

## 〔通信回線〕

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク  
 公衆回線  
 非常通信ルート